

## 石岡市低入札価格調査制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定及び石岡市財務規則（平成17年石岡市財務規則第56号）第124条の規定する落札者の決定方法について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 低入札価格調査制度を設定する工事は、競争入札で行う1件の請負に付する額が1億円以上又は総合評価落札方式を適用する工事を対象とする。ただし、市長が特に認めるときはこの限りでない。

### (定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査とは、施行令第167条の10第1項の規定により落札候補者を決定するために行う調査をいう。
- (2) 無作為（ランダム）係数とは、0.9950 から 1.0049 までの数値（小数点以下第4位まで算出）をいう。
- (3) 低入札価格調査基本価格とは、調査基準価格の算出の基礎となるものをいう。
- (4) 調査基準価格とは、低入札価格調査基本価格に無作為（ランダム）係数を乗じて得た額（1万円未満切捨て）をいい、その額を下回る額で入札した者を、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうか又は当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であるかどうかについて判断するための調査を行うものとする。ただし、調査基準価格は、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内とし、上記により算出した価格が予定価格の10分の9.2を超える場合にあつては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあつては10分の7.5とする。調査基準価格は、入札終了後に公表する。
- (5) 失格基本価格とは、失格基準価格の算出の基礎となるものをいう。
- (6) 失格基準価格とは、失格基本価格に無作為（ランダム）係数を乗じて得た額（1万円未満切捨て）をいい、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断する基準となる価格をいう。失格基準価格を下回る額で入札した者を失格とし、入札者等に係る事情聴取その他必要な調査及び別に定める委員会に係る手続き等は省略する。また、特殊性の高い工事など、失格基準価格を設けることが適当でないとは判断するものについては設けないことができる。失格基準価格は、入札終了後に公表する。
- (7) 第1順位者とは、総合評価落札方式によらない入札においては最低価格入札者（予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者）をいい、総合評価落札方式による入札においては、総合評価点の最も高い者をいう。

### (低入札価格調査基本価格)

第4条 低入札価格調査基本価格は、次の各号により定める額とする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（1万円未満切捨て）とする。  
ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。
  - ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
  - ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ④ 一般管理費（契約保証費を含む）の額に10分の5.5を乗じて得た額
- (2) 建築工事にあつては、上記(1)の①及び③を次に掲げる額とする。なお、建築工事には、電気設備工事、機械設備工事、外構工事を含むものとする。
  - ① 直接工事費相当額（直接工事費に10分の9を乗じて得た額）に10分の9.7を乗じて得た額
  - ③ 現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の10分の1を加えた額）に10分の9を乗じて得た額
- (3) 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事にあつては、上記(1)の①及び③を次に掲げる額とする。
  - ① 直接工事費相当額（直接工事費に10分の8を乗じて得た額）に10分の9.7を乗じて得た額
  - ③ 現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の10分の2を加えた額）に10分の9を乗じて得た額
- (4) 特別なものについては、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合とする。

（失格基本価格）

第5条 失格基本価格は、次の各号により定める額とする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（1万円未満切捨て）とする。
  - ① 直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額
  - ② 共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額
  - ③ 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
  - ④ 一般管理費（契約保証費を含む）の額に10分の3を乗じて得た額
- (2) 建築工事にあつては、上記(1)の①及び③を次に掲げる額とする。なお、建築工事には、電気設備工事、機械設備工事、外構工事を含むものとする。
  - ① 直接工事費相当額（直接工事費に10分の9を乗じて得た額）に10分の7.5を乗じて得た額
  - ③ 現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の10分の1を加えた額）に10分の7を乗じて得た額
- (3) 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事にあつては、上記(1)の①及び③を次に掲げる額とする。
  - ① 直接工事費相当額（直接工事費に10分の8を乗じて得た額）に10分の7.5を乗じて得た額
  - ③ 現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の10分の2を加えた額）に10分の7

を乗じて得た額

(無作為(ランダム)係数の決定)

第6条 入札執行者は、入札場所において積算内訳書に記載された任意の3桁の数字「くじ番号」と、市で作成した任意の3桁の数字「くじ番号」の和を、別表(ランダム係数表)に基づき無作為(ランダム)係数を決定するものとする。

(入札に参加者等への周知)

第7条 入札の執行に当たっては、入札公告に次の各号に定める事項を記載するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 失格基準価格の設定があること又はないこと。
- (3) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、総合評価落札方式の場合は総合評価点の最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。
- (6) 低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなされ失格となること。
- (7) 失格基準価格を下回る価格もって入札を行った者は、失格となること。

(入札の執行)

第8条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、入札者に対して「調査基準価格を下回ったため保留」と宣言し、地方自治法施行令の規定により落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

2 入札執行者は、石岡市財務規則第132条の規定による入札書取書に「調査基準価格を下回ったため保留」と記入する。

(委員会)

第9条 低入札価格調査を適正に処理するため、石岡市低入札価格調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、副市長を委員長として、建設工事等請負業者選考委員会の委員をもって組織する。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員会は、必要に応じて工事主管課長、設計担当者等の出席を求めて意見を聞くことができる。
- 5 委員会の庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(低入札価格調査の実施)

第10条 入札執行者は、第1順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格に係る調査について(様式第1号)により通知し、次の各号に定める書類の提出を求めるとともに、事情聴取その他必要な調査を行うものとする。

- (1) 低入札価格調査票(様式第2号)
- (2) 低入札価格調査用工事費内訳書(様式第3号)
- (3) 手持工事の状況(様式第4号)

- (4) 契約対象工事場所と入札者の事業所及び倉庫との位置関係（様式第5号）
- (5) 手持資材の状況（様式第6号）
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係（様式第7号）
- (7) 手持機械数の状況（様式第8号）
- (8) 労務者の具体的供給見通し（様式第9号）
- (9) 過去に施工した公共工事等の実績（様式第10号）
- (10) 建設副産物の搬出予定の状況（様式第11号）
- (11) 下請予定業者名及び予定下請金額（様式第12号）
- (12) 経営状況及び信用状況等を確認できる書類
- (13) その他市長が必要と認める書類

2 契約検査課長は、前項の調査終了後、低入札価格調査結果（様式第13号）に低入札価格調査用工事費内訳書（様式第3号）を添えて委員会に提出するものとする。

（委員会の審議）

第11条 前条第2項の提出があったときは、委員会は、第1順位者の当該入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれについて審議し、当該第1順位者と契約することの適否を決定し、市長に報告するものとする。

（落札者等の決定）

第12条 市長は、前条の規定により委員会が第1順位者との契約が適当であると決定したときは、第1順位者に対し、落札者等とした旨を通知するとともに、その他の入札者に対しても、入札結果を通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により委員会が第1順位者との契約を不相当であると決定したときは、第1順位者に入札結果の通知を行う。また、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合は、入札価格に係る再調査について（様式第14号）を通知し、前2条の規定による調査を行う。

3 前項の規定にかかわらず、履行期間、時間的な制約等特別な事由がある場合は、調査基準価格を下回る全員に対して、低入札価格調査を同時に行うことができる。

4 前項第2号及び第3号により落札者を決定した場合は、第1項の規定に準じて入札結果を通知するものとする。

（調査結果の公表）

第13条 入札執行者は、落札者が決定したときは、速やかに、入札書取書に、低入札価格調査の結果を、「落札」若しくは「失格」と記入する。

2 入札執行者は、落札者を決定したときは速やかに「調査結果」（様式第15号）を作成し、公表するものとする。

（補則）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年10月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事から適用する。